

令和 3 年度 公共用水域および地下水の水質の常時監視結果の概要

国土交通省、県および福井市では、水質汚濁防止法の規定に基づき、公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を把握するため、常時監視を実施しています。

令和 3 年度の調査結果の概要は以下のとおりです。

1 公共用水域

公共用水域の水質の常時監視を 115 地点（河川 60、湖沼 16、海域 39）で実施しました。その結果は、次のとおりです。

- ① 人の健康の保護に関する環境基準^{*1}（健康項目^{*2}）の達成率は 100%でした。
- ② 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目^{*3}）については、次のとおりです。
 - 河川の BOD^{*4}（生物化学的酸素要求量）の達成率は 100%でした。
 - 湖沼の COD^{*5}（化学的酸素要求量）の達成率は 50%でした。
 - 海域の COD の達成率は 100%でした。

2 地下水

地下水の水質の常時監視を概況調査^{*6}30 地区、継続監視調査^{*7}31 地区で実施しました。その結果は、次のとおりです。

- ① 概況調査において、1 地区で環境基準を超過した砒素が検出されました。過去の調査結果から、地質由来と判断しました。
- ② 継続監視調査のうち、過去に環境基準を超える地下水汚染が確認された 31 地区において、21 地区において環境基準を達成しました。

環境基準を超過した 10 地区を汚染原因別にみると、トリクロロエチレン等による人為的原因が 6 地区、砒素による自然的原因が 4 地区でした。

- * 1 環境基準： 環境上の条件について、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条の規定に基づき定められたものであり、環境基準を超過したとしても、直ちに人の健康に影響を及ぼすものではありません。
- * 2 健康項目： 人の健康の保護に関する項目。カドミウムや水銀等の重金属、P C B やトリクロロエチレン等有機塩素系化合物など 27 項目が設定されています。
- * 3 生活環境項目： 生活環境の保全に関する項目。有機汚濁の指標となる B O D や C O D、富栄養化の指標である窒素やリンなど 13 項目が設定されています。
- * 4 B O D： 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることになります。
- * 5 C O D： 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることになります。
- * 6 概況調査： 県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査であり、年 1 回調査しています。
- * 7 継続監視調査： 地下水汚染が発見された地区の地下水を継続的に監視し、水質の経年的な変化や浄化対策の効果を把握するために実施する調査であり、汚染が確認された項目等について、年 1～2 回調査しています。

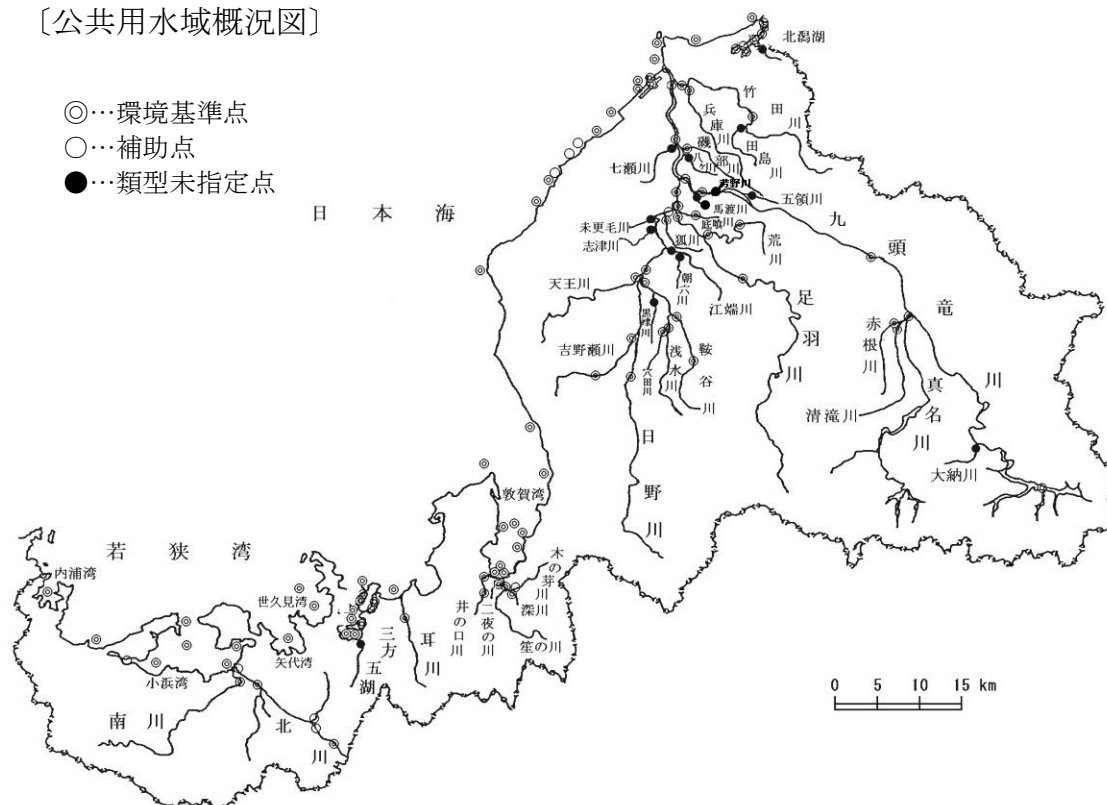
公共用水域の水質の測定結果

水質環境基準の達成率

水 域 名	測定 地点数	健康 項目	測 定 項 目		
			BOD・COD	全窒素	全 磷
河 川	九頭竜川	32	100% (43/43)	100% (45/45)	—
	笙の川	4			
	井の口川	2			
	耳川	1			
	北川	5			
	南川	1			
	類型未指定河川	15	—	—	—
湖 沼	北潟湖	7	100% (3/3)	50% (8/16)	50% (7/14)
	三方五湖	9			
海 域	九頭竜川地先	6	100% (6/6)	100% (39/39)	100% (16/16)
	越前加賀海岸地先	12			
	敦賀湾	7			
	若狭湾東部	5			
	小浜湾	6			
	世久見湾	1			
	矢代湾	1			
	内浦湾	1			
合 計		115	—	—	—

注) 括弧内は、環境基準適合地点数／総調査地点数

〔公共用水域概況図〕



地下水の水質の測定結果

(1) 概況調査

単位：mg/L

調査 地区数	環境基準 超過地点数	汚染物質	測定値	環境基準
30	1	砒素	0.014	0.01

(2) 継続監視調査

単位：mg/L

調査 地区数	達成状況 (地区数)	汚染物質	超過要因	環境基準* ¹ 超過地区数	年平均値* ²	環境基準
31	達成 (21)	—	—	—	—	—
	未達成 (10)	砒素	自然	5	0.011～0.18	0.01
		六価クロム	人為	1	0.11	0.05
		総水銀		1	0.014	0.0005
		クロロエチレン		1	0.0055	0.002
		1, 2-ジクロロエチレン		1	0.059	0.04
		トリクロロエチレン		2	0.012～0.11	0.01
		テトラクロロエチレン		1	0.084	0.01
		ベンゼン		1	0.063	0.01
		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		1	25	10

* 1 同一地区において複数物質の汚染があるため、環境基準超過地区数は延べ数

* 2 各地区の最高濃度検出地点の年平均値（複数の地点がある場合はその範囲）